

- (一) 及此組合員間之起る各種ノ協調ヲ爲スニ當リ  
本組合ハ左ノ事業ヲ行ハルヲ以テ目的トス  
組合員ノ地位ノ向上ノ思想ノ改革ヲ圖ルヲ新  
聞・雜誌・類々ノ發行ノ精神的修養ヲサレル  
コト
- (二) 組合員ノ労働時間ノ制限 給料ノ生活標準  
船舶設備 契約ノ履行ノ監視 其他利害関係  
係ニ突スル總テノ保護ヲ行フ事
- (三) 本組合ニ救済部ヲ設ケ職業紹介 寄留病  
院購買 等其他救済ニ突スル附帶事業ヲ  
行フ事
- (四) 本組合ハ法人但海員共同救済会ヲ以テ  
救済部トス

第四章 (組合員)

第六條

- (一) 本組合員ハ身体强健ニシテ且ツ船員手帳ヲ所  
有スル者ニ限ル  
本組合ニ加盟セシテ欲スル者ハ加盟金トシテ金  
ヲ納入スル事  
(加盟金ハ本組合ノ基本積立金ニ繰入ルコト)
- (二) 組合員トナリタリ者ハ組合員手帳ヲ受取リ各自  
保護スル事
- (三) 組合員ハ組合費ヲ負擔ス可キ義務ヲ有スル事  
組合員ハ本規約ヲ守ル一切ヲ遵守シ會議ノ決  
議ニ服従ス可キトス
- (四) 本組合員ニシテ出資シテ義務ヲ怠リ重罪又  
刑事問題ノ犯罪者トナリ其他一切ノ不法行